

【書評】西崎緑『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか：制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』

著者	井上 貴詞
雑誌名	キリストと世界
号	33
ページ	261-268
発行年	2023-03
URL	http://doi.org/10.34581/00002533

西崎 緑

『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか
— 制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』

井上貴詞

400年に及ぶ黒人の苦難の歴史、その重みは想像を絶する。アメリカの南北戦争を経ての奴隷解放宣言（1863年）後も、圧倒的な恐怖を与えていた差別の構造とリンチ。アーカンソー州だけでも、実に1877年から1950年まで503人もの黒人がリンチで殺されている。歴史的には、キング牧師や黒人神学者ジェイムズ・コーンによって、人種差別を正当化するイデオロギーとしてキリスト教が利用されてきたことも暴かれてきた。では、その時代のソーシャルワークはどうであったのか。本書は、まさにその時期に発展し、日本の戦後の社会福祉教育に影響を与え続けたアメリカのソーシャルワークもマイノリティ排除の歴史であったという冷然たる事実を解明している。

本書は、関連論文だけでなく、米国公文書館所蔵のマイクロフィルムやデジタル資料、公刊史資料、パンフレットや報告書、インタビューや議事録、講演録などの膨大な資料から、20年の歳月をかけ、その歴史を読み解いた出色の研究成果物だ。構造的・制度的に組み込まれた黒人へのレイシズム（人種差別）とソーシャルワーク実践の関係に光を当てている。本書は、日本社会福祉学会第70回春季大会2021年度学術賞を受賞している。

第1章では、アメリカ建国期において、困窮者への救貧制度はヨーロッパから新大陸に移民した「白人」が対象であり、黒人奴隷は当初から排除されていたことがまず指摘されている。やがて19世紀に入り、第2次大覚醒のリバイバル運動とともに、奴隷解放運動と「コミュニティにおける社会正義の実践」がメソジスト教会を中心に進んだ。そうした中でソー

シャルワークのルーツとなる慈善組織協会（COS）が立ち上がり、主要都市に広がった。また、当時不衛生な状態と犯罪の巣窟であったといわれるスラム住民の生活改良のために、精神医学や心理学を基礎とするセツルメント活動が行われた。

隣人愛の実践といった宗教的動機を端緒とした慈善活動は、専門的ソーシャルワークが萌芽する苗床となった。だが、そこには当時の構造化した差別社会を所与のものとして疑わないという偽善があった。本書はそれを「ソーシャルワークの原罪」と表現する（35頁）。

第2章では、プロテスタントの牧師や神学者などが、聖書の教えを規範とした解決の道筋を探求する社会改良運動が起こっていたことを描きだす（39頁）。またそのルーツである社会的福音と当時隆盛してきた科学主義、実証主義が奇妙に混合し、政治・経済の改革をも目指す動きに発展していったと述べられている（40頁）。

しかしながら、その科学主義は未成熟で、「科学」の名のもとに浸透した社会進化論を受容し、黒人は「道徳によって自分を管理する能力に欠けている」（47頁）という偏見を克服もできず、黒人を排除するソーシャルワーク実践があった。

やがて黒人のためのソーシャルワークは黒人自身によって担う必要が高まり、著者は黒人系3大学のソーシャルワーカー養成教育の実態と進展を詳細に論じている（66-81頁）。その大学の養成カリキュラムの中でも「聖職者のためのソーシャルワーク訓練」という科目が配置されているのは興味深い。黒人は「劣等人種」という似非科学を疑わず、社会で「見えない存在」としている構造は、裏を返せば神学の未成熟であり、ソーシャルワーカー（信徒）を育む聖職者の問題でもあったということになる。

第3章においては、アメリカ型の福祉国家体制の構築であるニューディール政策により公的福祉の領域の拡大が説明されている。1935年の「社会保障法」は、医療保険を除外するなど包括的な社会保障政策とはいえない難いものであったが、その対象はこれまた限定的で「白人男性就労者」であった（90頁）。それでも、メソジスト教会アレグザンダー牧師の推薦

を受けたアトランタ社会事業学校長ワシントンは、黒人の差別と排除を緩和させる大胆な提案を1934年全米社会事業会議年次大会で提起した。しかしながら、ローズヴェルト大統領は、南部民主党の抵抗というリスクを避けるために、差別解消への道筋を閉ざした(95頁)。

一方でソーシャルワーカーたちは、戦争への出兵で夫が留守家庭になる家族のケアや戦争のトラウマを抱える兵士への精神医学的支援に傾倒していった。修士レベルでの専門ソーシャルワーカー養成を進展させたことが、黒人を等閑視したことは誠に非肉である。

第4章は、冷戦期のソーシャルワークと黒人問題を論じている。戦後のアメリカは、大戦の勝利と経済復興に向けての希望に酔いしれる間もなく、世界に勢力を広げる共産圏への不安と核戦争の恐怖に怯えていた(114-115頁)。戦後のアメリカ型社会保障制度の拡大で人種差別のために再就職が進まない黒人の公的扶助の受給率は伸びた。だが、未婚の母が多かった黒人母子家庭は、「働かずに扶助に依存している」と白人中流層から攻撃を受けた(118頁)。この社会保障に対する攻撃は「反共産主義キャンペーンと絡みあったものとして表出した」のである(119頁)。

「赤狩り」は、ラディカルなソーシャルワーカーをも標的とした(120頁)。結果、国のイデオロギー政策でソーシャルワーカーの変革的視点や活動は制約を受けた。世相の不安の裏返しとして、個人と家族の小さな幸せを希求する家族支援や精神分析的アプローチがもてはやされ、金払いの良い白人の中流家庭が精神医学に依拠するソーシャルワークの対象となることがさらに先鋭化した(129-130頁)。

この時期は、「社会事業団体の担い手の多くが白人の人種隔離主義者であったという事情や、さらに人種差別撤廃を表立って訴えれば、その団体が存続の危機に追い込まれる危険さえあった」という(145頁)。そのため、1954年の最高裁のブラウン判決(公立学校の人種隔離は違憲)があっても、激しさを増す公民権運動とは裏腹に、ソーシャルワーク界は全体として消極的で現状維持であった。

第5章では、公民権運動の高まりとマイノリティの忍耐が怒りへと爆

発する趨勢の中で、ソーシャルワーク界も変革を迫られた歴史を検証している。ジョンソン大統領は「教師時代に出会ったメキシコ系家庭の悲惨な生活実態を忘れていなかった」（153頁）政治家であり、1964年に公民権法を成立させ、人種差別を禁じ、政府の要職に黒人を次々と任命した。そのジョンソンに影響を与えていたのは、キング牧師と共に公民権運動を率いるリーダーであり、黒人のソーシャルワーカーであったホイットニー・ヤングであった（156-157頁）。

ヤングは、「ソーシャルワーカーをはじめとする専門職が『現実を忌避してきた』ことを指摘し、長い間社会的・経済的に黒人が剥奪されてきたことをアメリカ社会が認めることを要求」した上で、ソーシャルワーク界にも変革を迫った（158、161頁）。こうして個人のパーソナリティの強化や家族ソーシャルワークに偏っていたソーシャルワークに、「代弁」や「仲介」の機能が加わり、貧困者やマイノリティの立場に立って「共に闘う存在」に変容した（188頁）。

終章においては、1960年代後半になってようやく、全米ソーシャルワーカー協会の倫理綱領にも、ソーシャルワーカーの資質として差別禁止が加えられ、ソーシャルワークにようやく「当事者主権」といえる概念が登場したのが1970年代だったと指摘している。著者は最後に「レイズムとセクシズムの交差点に位置するのがマイノリティの女性である」として、黒人そして女性の問題であると結んでいる。

本書の貢献は、ほぼ今日の日本のソーシャルワークが対峙する課題を鏡のように映し出していることにある。2016年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障害者などすべての人びとが地域で共生する「地域共生社会」の実現を打ち出した。そこでは、支え手側と受け手側という二分法でなく、あらゆる住民が個性を發揮し、生きがいをもって支えあって生きる社会が展望された。一見、戦前の「滅私奉公」から公共哲学が示す「活私開公」¹へと公共性へのパラダイムシ

キムテエチャン
1 「活私開公」は、金泰昌（公共哲学共働研究所所長）が提唱し、金が主宰して

フトが起きたかのように見える。

しかし、国の推奨する「地域共生社会」には、不安定な滞在資格しか持たない技能実習生や難民申請中の非正規滞在者が含まれない。また、住民主体という言葉は頻繁に出てくるが、「市民」という言葉は出て来ない。すなわち、主権者であり、当事者であるという視座に立った「市民参加」の概念がなく、永続的な滞在資格を持たない外国籍者は排除されている。そして、そのような構造的欠陥を持つ国の地域共生社会モデルの路線を、ほぼ何の懐疑も批判もなく許容する傾向があるのが国家資格を持つソーシャルワーカーの職能団体である。たとえば、2021年2月19日「出入国管理及び難民認定法（入管法）政府改正案が出た直後、日本弁護士連合会は反対の表明を出したが、人権擁護と社会変革を標榜するソーシャルワーカー職能団体からは全く何の声明も出されなかった。その後、名古屋入管でのスリランカ人ウィシユマさんの死亡事件が起き、弁護士や市民団体が法案を廃案に追い込むまでに運動を展開したが、ソーシャルワーカー職能団体は「沈黙」を保ったのだ。

これらは何を意味するのか。言わずもがな、国家資格制度自体が国の権力構造にからめ取られてしまっている証左である。それどころか職能団体の幹部から、難民申請中の「非正規滞在者（undocumented resident）」²

1998年4月に始まった公共哲学共同研究会において共有された。以降同研究会では「活私開公」はスローガンのように謳われ、深められてきた概念である。同研究会の成果は、東京大学出版会より「公共哲学シリーズ」として出版され、全3期20巻から構成される大作となっている（佐々木毅・金泰昌編『公共哲学Ⅰ 公と私の思想史』東京大学出版会、2001年、249頁を参照のこと）。尚、シリーズ18の共編者でもある山脇直司は、個を殺さず活かすという意味で、「活個開公」とも呼称している（山脇直司『グローバル公共哲学—活私開公のヴィジョンのために』東京大学出版会、2008年、7頁）。

2 非正規滞在外国人を日本は「不法滞在者」という呼称を使い続けている。1975年の国連総会で、公式文書では「不法（illegal）」ではなく、「未登録あるいは非正規の移住労働者（non-documented or irregular migrant workers）」という用語を使用するよう決議がなされている。それ以降の国連の文書、例えば「移住労働

を、刑法に触れていない外国籍者をもひっくるめて「不法滞在者 (illegal resident)」と認識する発言があると聞く。³これは法務省の歪曲された外国人理解に迎合したかのような発言だが、そこに偏見・差別という認識はない。本書が「ソーシャルワークは、ふだんの自己点検・自己批判を行っていかなければならない (191 頁)」と警鐘を鳴らしていることに日本のソーシャルワーカーは真摯に傾聴すべきであろう。

本書の持つフレームワークを敷衍して日本の教会、特に福音派の歴史をみれば、社会のマイノリティに対する態度と教会の姿勢が一部分パラ

者およびその家族構成員の権利の保護に関する委員会 2013 年」*International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families*, p4 などでも、irregular situation であり、米国では“undocumented” (必要な書類を持たない) が使用される。

- 3 筆者が所属している「入管収容問題を考えるソーシャルワーカーネットワーク」の定例会 2022 年 8 月 9 日で、同ネットワーク事務局杉山聖子氏からの情報。2021 年 2 月の政府入管法案について日本弁護士連合会はすぐに反対の表明をした時に、氏が所属する東京都社会福祉士の幹部にソーシャルワーカーの職能団体として反対表明を出せるかどうかを交渉したところ、一部の幹部からこのような発言があったという。
- 4 例えば、令和 3 年 12 月に出入国在留管理庁の報告書『現行入管法の問題点』には、「不法滞在」という言葉が出てくる。日本の難民認定の条件は、難民条約 1 条 A や UNHCR ガイドライン 12 の 28 (迫害は国家または非国家主体によってなされ得るもので、非国家主体には隣人や家族、その他の個人が含まれる) などと参照しても、世界標準から大きく外れている。さらに紛争から逃れただけでは難民と認めないと厳格に解釈している。それゆえ、ウクライナ難民も「難民」と称せず、「避難民」という言葉を使っている。しかしながら、法的根拠のない「ウクライナ避難民」に他の国の紛争から逃れてきた人よりも優遇しているという点を見ても、法務省の恣意性と歪曲性は明らかである。ちなみに 2022 年 8 月 31 日に報道された NHK 「国際報道 2022」では、公共放送の中で「不法滞在者」という言葉を使い、ネット上で大炎上し、難民・外国人労働者支援団体からも抗議文書が出され、それに対して NHK 側は抗議内容を認め謝罪している (<https://migrants.jp/news/voice/20220906.html> 2022 年 12 月 1 日参照; <https://news.yahoo.co.jp/byline/shivarei/20220921-00316017> 上記同日参照)。

レル（並行関係）であったことも完全に否めない。人権なき非道が入国管理施設で行なわれても、地域の教会はその事実すら知らない。知っても関わろうとしない。評者は、現在タンザニア出身の仮放免者の支援をしているが、彼が仮放免滞在先で英語礼拝をしている教会に行ったところ、難民であり、就労も禁止された立場を理解してもらえず落胆したという。米国の宣教師もマジョリティの文化を背負っていることが窺える。

東京基督教大学においては、2022年度で国家資格である介護福祉士養成校としてのカリキュラムが終了する。その事自体は非常に残念である。とはいえ、国家資格を複数取得できることを「売り」にして生き残りを図る福祉・介護系教育機関が、技術・知識偏重で人間の尊厳や社会正義の原理原則（福祉の哲学）を軽視する傾向のある国家資格のカリキュラムをこなすことに翻弄され、人間の尊厳や社会正義を希求する福祉人材を育成できないのであれば本末転倒である。人種や国籍、障害やあらゆる生きづらさを背負った人々を包み、真の共生と神のかたちに作られた人間の尊厳を大切にす福祉教育とは何であるのか。本書はそうしたチャレンジを、国家試験の受験資格を取得できる福祉教育機関はもちろん、キリスト教福祉専攻として今後も「福祉」をカリキュラムに内包する東京基督教大学にも投げかけている。

（勁草書房、2020年、260頁、ISBN978-4-326-70117-7、定価5000円＋税）